

犬山市民農園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、犬山市民農園（以下「市民農園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 市民農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
善師野市民農園	犬山市善師野一丁目44番地1
羽黒摺墨市民農園	犬山市羽黒摺墨104番地

(使用者の資格等)

第3条 市民農園を使用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 農地を所有又は耕作していない者
- (3) 自ら耕作できる者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者に市民農園を使用させることができる。

(使用の許可)

第4条 市民農園を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、市民農園の使用について公募を行い、応募者を選考して前項の許可をするものとする。

3 市長は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

4 許可の期間は、当該許可のあった日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、市長が適当と認めたときは、公募によらず許可を更新することができる。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民農園の使用を許可しない。

- (1) 営利を目的として市民農園を使用すると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 市民農園の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 市民農園の適切な管理を怠ったとき。
- (5) 前各号に掲げるときのほか、市長が公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定による取消し等によって使用者に損害が生じた場合においても、市長は、その責を負わないものとする。

(使用料)

第8条 市民農園の使用料は、1平方メートル当たり年額150円とする。ただし、使用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の使用料は、市長が指定する期日までに納入しなければならない。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利の帰属)

第11条 使用の許可は、借地権、地上権その他一切の権利を使用者に帰属させるものではない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、市民農園の使用が終わったときは、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。第7条の使用許可の取消し等があったときも同様とする。

(損害の賠償等)

第13条 使用者は、市民農園又はその附属設備を汚損し、き損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、天災、盗難、病虫害、鳥獣等による耕作物その他の損害については、賠償の責を負わない。

(管理の委託)

第14条 市長は、市民農園の管理を委託することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、市民農園の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。